



男と女のいきいきコラム



男女共同参画社会の実現を目指して

VOL.65

親子で聞いた「ケータイ・ケーホー
！」・「デートDVってなに？」

土岐市男女共同参画推進講座「ケータイ・ケーホー！」・「デートDVってなに？」を開催しました。市ではこの講座を昨年度から実施し、今年度は泉西小学校家庭教育学級において、5・6年生の児童と保護者の方を対象に「携帯電話の危険性とその正しい使い方」と「デートDV」について、多治見警察署・少年補導職員佐々木知絵さんに講演していただきました。

皆さん「デートDV」をご存じですか？デートDVとは、若者の間で起きている交際相手への暴力のことで、相手を怖がらせたり、傷つけたりして自分の思い通りに動かそうとする態度・行動のことです。佐々木さんは子どもたちに「ケータイは家の人と相談して正しく使ってほしい。相手の顔も声も分らないメールだけに頼った人間関係のみにしないこと」と呼び掛けました。保護者の方には、「子どもがケータイを持つことで、親は子どもの居場所が分かり安心・安全だと思ってるが、子どもにも親が絶対につかめない人間関係ができるということでもある」、「デートD

Vの被害に遭った子どもには、①まず話を聞く②被害者の立場を責めない③自分が加害者になってしまったときは本人が気付くように努めるなど、時間をかけて大人が子どもをリードすることが大切」と話しました。

講演を聞いた方の感想

「私はケータイを持つとゲームが得意だったり、楽しいことが多いのかなと思っていました。（中略）ケータイやインターネットなどで友達や誰かを傷つけてしまうと、自分も傷つくことになると思うので、気を付けてケータイを使いたいと思いました」（6年女子）

「デートDVなんて初めて聞き勉強になりました。子どもの話を聞くことのできる大人になりたいと思いました」（保護者）

「デートDVの話は難しいかもしれないが、小さいうちから男女交際について話していくことが大切だと思いました」（保護者）

これからも啓発を続けることで、自分と友達、家族、先生、すべての人がお互いを大切にし認め合う男女共同参画社会の実現につなげていきたいと願っています。

Vol. 20

窓Q&A

保険料の滞納・納付相談について

市民課・保険年金係
内線131~136

Q 国民健康保険料を滞納する
とどうなりますか？

A 国民健康保険料を滞納すると、未納期間に応じて次のような措置が取られます。

▽納期限を過ぎると、督促状が発送されたり延滞金が発生したりします。▽通常の保険証に代わり、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。▽保険証に代わり「資格証明証」が交付されることがあります。

この場合、医療費を全額自己負担することになります。▽国保の給付が全部または一部差し止めになります。

Q どうしても納付が困難なときはどうすればいいですか？

A 特別な事情により保険料の納付が困難なときは、申請により分割納付などもできます。

また、景気の悪化に伴い失業し保険料の納付が困難な場合など、一定の条件により減免の対象となりますので、滞納のままにせずお早めにご相談ください。

なお、多重債務などが原因で保険料を納付できない方を対象に、弁護士による無料相談会を開催しますので、お困りの方はぜひこの機会にご相談ください。

無料 多重債務者等 相談会

- ◆日時 平成22年2月17日(水)午後1時~3時40分
- ◆場所 土岐市役所
- ◆対象者 市の国民健康保険に加入している方または過去に加入していた方で、現在多重債務が原因で保険料の納付が困難な方
- ◆相談員 県弁護士会所属の弁護士
- ◆定員 先着5人(予約制)
- ◆申し込み 市民課保険年金係窓口または電話でお申し込みください。